

令和6年度 貸与奨学生募集要項(第2報※)

1 趣旨

郷土長崎県及びわが国の将来を創造する人材育成の一助として、向学心に燃えかつ優れた資質をもちながら、経済的な理由によって修学が困難な者に奨学金を貸与し、進学援助を行う。

2 対象者

学校教育法に則った学校に、令和6年4月在学中の者か、又は進学する者（職業訓練法人の学校は対象校としない）

(1) 大学生（大学院） (2) 短大生（高専） (3) 専修生

ただし、奨学生としてふさわしい人物であるとともに、保護者が県内に住所を有する者を原則とする。

なお、本財団奨学生で、貸与期間終了後、大学院へ進学する者は、「給付」制度あり。（選考あり）

3 募集期間

令和6年2月21日（水）から4月22日（月）【必着】

4 奨学金の貸与金額

(1) 大学生・短大生・専修生 月額 50,000円

(2) 高専生 4年～5年 月額 50,000円、1年～3年 月額 30,000円

※毎年3か月分ずつを年4回（6月、9月、12月、3月）貸与する。

5 奨学金の返還

貸与を終了した月の半年後から、**10年以内**（貸与期間が2年以内の人は5年以内）に返還。（無利子。ただし、返還は銀行振込のため振込手数料がかかります。）

返還免除制度（令和5年10月返還開始の者から適用）

大学等卒業後2年以内に、**長崎県内に3年**（貸与期間が2年以内の者は2年）**連続居住・就労**し、その後においても引き続きその状態が見込まれる場合、その後の**返還未済額が免除**される。（**最大70%免除**。公務員採用者は除く。返還の滞納がない場合に限る。）

6 応募・採否通知について

選考は応募書類に基づき本財団の選考委員会にて行う。

※ 採用に決定された者の中から、「給付」（返還不要）が適当とされた者は、奨学金給付（一般）規則により、「給付」の対象者とする。（収入状況・成績等総合的に勘案して決定）

いずれにしても、保護者宛に採否通知書等を郵送いたします。（例年5月中旬～下旬）

なお、応募書類等は返却いたしません。

7 その他

詳細は、財団の「奨学金貸与規則」等によりますので、お問い合わせください。

連絡先 〒857-0054 長崎県佐世保市栄町7番4号101

公益財団法人 岡田甲子男記念奨学財団 理事長 月足 太維助

TEL : (0956) 24-0011 FAX : 24-0071

Eメール : info@okadashogakuzaidan.or.jp

HP : <https://www.okadashogakuzaidan.or.jp>（関係書類等入手できます）

